

「久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、  
学識経験を有する者、関係する住民、関係県市村から  
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民、関係県市村からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 1 久慈川の流域及び河川の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>久慈川流域の概要について</li> <li>大子・日立の年平均気温、流域の年平均降水量が、いつの統計データを用いているのかを明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、大子・日立の年平均気温、流域の年平均降水量を算出するために用いた統計の期間を脚注に表示しました。</li> </ul>
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>水利用の状況について</li> <li>久慈川の農業用水の最大取水量は、許可水利権量と慣行水利権のうち、取水量が記載されているものの合計であるとしているが、取水量が記載されていない水利権も示すべき。</li> <li>農業用水、水道用水、工業用水の最大取水量は、久慈川流域全体ではなく、直轄区間の水利権量であることが解るように記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 2-6 注釈について、取水量が記載されていない場合はなく、直轄区間における全ての合計になっています。このため、脚注の表現は、「最大取水量は、直轄区間における許可水利権量と慣行水利権の取水量の合計」に修文します。</li> </ul>
2. 3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境について</li> <li>自然環境の記載内容については、原案 3 頁の記載内容と原案 1 7 頁の記載内容を合わせるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案「1.1 久慈川の流域及び河川の概要」では、久慈川の流域及び河川の概要について記載しており、原案「2.3(2) 自然環境」では、自然環境の現状と課題について記載しています。</li> </ul>
3. 1 計画対象区間	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣管理区間について</li> <li>久慈川の大臣管理区間は下流部にあることを記載すると理解がし易いのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、原案「1.1 久慈川流域及び河川の概要」の 2 頁 7 行目の「岩井橋から河口までの下流部」の記載に対して、「※1 久慈川の下流部のうち、辰ノ口堰から河口までが大臣管理区間となっている。」と脚注を表示しました。</li> </ul>
4. 河川整備計画の目標に関する事項	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画の目標流量について</li> <li>計画高水流量と河川整備計画の比率は、どの地点でも同じにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>久慈川水系河川整備計画の目標流量については、基準地点山方において、戦後最大洪水である昭和 61 年 8 月洪水と同規模の 3,000m<sup>3</sup>/s としています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の正常な機能を維持するための流量について</li> <li>・正常流量については、必要に応じて関係水利者との調整を図り、流量の確保に努めることが解るように記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しているとおり、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進することとしています。</li> </ul>
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害防備林について</li> <li>・水害防備林は、治水の妨げにならないように伐採すべき。</li> <li>・水害防備林の取扱については、地元住民のご意見を伺いつつ対応を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害防備林は、河川管理施設への影響を及ぼす場合について、伐採してまいります。</li> <li>・また、その範囲が拡大していることを踏まえ、新たな利活用を進めていく方策を検討してまいります。</li> <li>・ご意見の趣旨については、地元住民のご意見を聴取しながら水害防備林の維持管理方法を検討してまいります。</li> </ul>
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備の実施に関する事項について</li> <li>・計画に基づき、早期に整備を進めるべき。</li> <li>・下流から上流まで、整備の優先順位を定め、早期に事業化を図るべき。</li> <li>・久慈川改修期成同盟会などで要望した事業を早期に実施すべき。</li> <li>・計画的な事業の進捗管理を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画を策定し、引き続き、これに基づく適切な整備等に努めてまいりたいと考えています。</li> <li>・原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることとしています。</li> <li>・なお、具体的な施行の場所等については、原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築堤の際に必要な土砂は、出来るだけ工事箇所から近い場所で購入するなどの工夫により、コスト縮減を図るべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおおり、河道掘削等により発生する土砂は、堤防の整備等への有効活用を図ることとしています。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流部の河道掘削の実施にあたっては、地元と調整を行い、河川環境や河川利用等に配慮すべき。</li> <li>・ 既設の床固めや護岸等の機能を確認した上で、河道掘削の施行の場所等を検討すべき。</li> <li>・ 河道の維持管理上、必要な箇所においても、民間事業者による河道掘削の代行を促進すべき。</li> <li>・ 河道掘削等により発生した土砂は、土質に適合した利用方法を考えていくべき。</li> <li>・ 経済的に河道掘削を実施できるよう努めるべき。</li> <li>・ 河道掘削の実施にあたっては、再樹林化や土砂の再堆積の防止を考慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおおり、河川の整備は、動植物の生息・生育・繁殖環境、親水に配慮するなど、総合的な視点で推進することとしています。</li> <li>・ 引き続き、関係機関、地域住民との連携を図りながら整備を実施してまいります</li> <li>・ 河道掘削の施行の場所等は、既設構造物による影響や河道の安定性等を考慮して決定しています。</li> <li>・ 引き続き、河道の堆積の状況や環境の変化をモニタリングし、順応的な管理に努めてまいります。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (2) 河道掘削」及び原案「5.2.1 (2) 河道の維持管理」に記載しているとおおり、河道掘削等により発生する土砂は、築堤等への有効活用を図るとともに、民間事業者による河道掘削の代行を条件とした砂利採取を促進することにより、費用の縮減に努めることとしています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (2) 河道掘削」に記載しているとおおり、河道掘削の実施にあたっては、河道の安定・維持に配慮することとしております。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵食対策について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河岸の侵食、河床の洗掘に対する対策を適切に実施すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (4) 浸透・侵食対策」に記載しているとおり、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所及び堤防付近で高速流が発生する箇所において、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を実施することとしています。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水防止対策について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用の変化や浸水被害の状況等を踏まえ、輪中堤や宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (3) 浸水防止対策」に記載しているとおり、土地の利用状況や被害の発生状況等に鑑み、輪中堤や宅地の嵩上げ等による効率的な治水対策を実施することとしています。</li> </ul>
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理施設の維持管理について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床固め、護岸等の河川管理施設の維持管理を適切に行うべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しているとおり、洪水、津波、高潮等の発生時において、河川管理施設の機能が適切に発揮されるよう、維持管理を行うこととしています。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樋門等の維持管理について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化している樋管において、長寿命化による機能維持が困難な施設に対しては、早急に改築を行うべき。</li> <li>・ 施設の自動化を進めることは、操作員のなり手不足に対応する有効な手段であるが、操作員の確保も粘り強く取り組むべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (3) 樋門等の維持管理」に記載しているとおり、長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施することとしています。</li> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1 (3) 樋門等の維持管理」に記載している内容について「これらの施設を操作する操作員の確保に努めるとともに、施設の機能や操作等について、必要に応じて講習会・訓練を実施する。」に修文します。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可工作物の機能の維持について</li> <li>・ 久慈川に設置されている潜水橋の機能が維持されるよう、適切に指導を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (4) 許可工作物の機能の維持」に記載しているとおおり、橋梁や樋門等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適切に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指示を行うこととしています。</li> </ul>
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における防災力の向上について</li> <li>・ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨における教訓を活かした計画となっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨については、具体的に記載しておりませんが、原案「5.2.1 (7) 地域における防災力の向上」に記載しているとおおり、避難のあり方など、地域の方々と共通認識を持って取組を推進する必要があると考えています。</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定緊急水防活動について</li> <li>・ 特定緊急水防活動の具体的な実施内容を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (7) 3) 特定緊急水防活動」に記載しています。</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民等の主体的な避難等の促進について</li> <li>・ 既に実施した取組みとして、「洪水浸水想定区域を公表した」と記載しているが、計画には、「公表する」と記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1 (7) 9) 住民等の主体的な避難等の促進」に記載している内容について「洪水浸水想定区域として指定し、公表する」に修正します。</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 的確な水防活動の促進について</li> <li>・ 河川水位をきめ細やかに観測し、水防管理者へリアルタイムで提供すべき。</li> <li>・ 水防工法の普及については、引き続き取り組むべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (7) 11) 的確な水防活動の促進」に記載しているとおおり、危険箇所に必要なに応じて危機管理型水位計を設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供することとしています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (7) 11) 的確な水防活動の促進」に記載しているとおおり、水防工法の普及を関係機関と連携して行うこととしています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスクを踏まえた土地利用の促進について</li> <li>・将来的には、住宅地を洪水浸水想定区域外に誘導する取組みを具体的に実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道取水について</li> <li>・塩分遡上による日立市水道の取水障害への対応は、関係機関と連携して対策を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な様々な事例を参考として、関係機関の要請に応じて協議を進めてまいります。</li> <li>・当面は、流量観測を適切に行い、「久慈川濁水調整協議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な調整が行われるよう情報提供に努めるなど、適切な低水管理に努めてまいります。</li> </ul>
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の適正な利用について</li> <li>・河川空間の利用に対する広報活動を実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の利用の促進に向けて、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</li> </ul>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の保全について</li> <li>・久慈川の特徴的な河川環境、河川景観の価値の保全について記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3 (4) 景観の保全」に記載しているとおおり、久慈川の自然・歴史・文化・生活が織りなす特徴ある河川環境、河川景観は、「茨城県の県北地域」の重要な構成要素となっていることから、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めることとしています。</li> </ul>
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について</li> <li>・総合的な土砂管理の観点から、海域への土砂移動に対しても配慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
6. 3 治水技術の伝承の取組	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治水技術の伝承の取組について</li> <li>・水害防備林の役割を具体的に記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「6.3 治水技術の伝承の取組」に記載しているとおおり、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めることとしています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
・その他	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画の策定について</li> <li>・地元の意見を反映しながら、早期に整備計画を策定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、引き続き、地域の意向を反映し、河川整備を進めてまいります。</li> </ul>
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画の手続きについて</li> <li>・河川整備計画に対する意見について幅広く聴取し、意見を十分反映させるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久慈川水系河川整備計画の策定にあたっては、原案を公表し、意見募集及び公聴会を開催して幅広くご意見を伺って作成しています。</li> </ul>
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案の表現について</li> <li>・堤防基礎地盤については、「自然河川によって形成された地盤」と記載すべき。</li> <li>・地名が所在する市町村名を記載すべき。</li> <li>・「瀬と淵」と「連続した瀬と淵」、「塩分遡上」と「塩水が遡上」について記載内容を合わせるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・原案には、多くの地名を記載していますが、その1つ1つの地名が所在する市町村名を記載するのではなく、既に存在しない地名等に関して、現在所在する市町村名を記載しています。</li> <li>・「連続した瀬と淵」、「塩分遡上」に記載内容を統一します。</li> </ul>
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】」の概要について</li> <li>・概要資料にも「12) 水害リスクを踏まえた土地利用の促進」を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて追記します。</li> </ul>